第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合及び何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約及び 分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動 体制について、以下のとおり定める。

1 危機対策本部等の設置及び初動措置

(1) 危機対策本部等の設置

① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町として的確かつ迅速に対処するため、危機対策本部を設置する。危機対策本部は、町対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

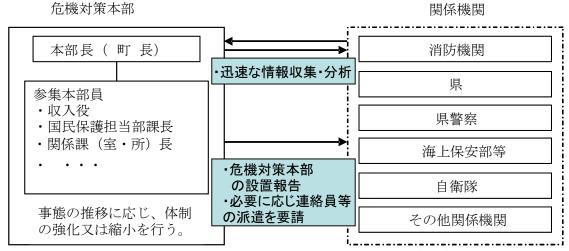


図 3-1 町危機対策本部の構成等

※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。

② 危機対策本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、危機対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

町は、危機対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助及び救急の活動状況を踏まえ、必要な応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示又は要請を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が 円滑に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、 県及び他の市町等に対し支援を要請する。

2 対策本部への移行に要する調整

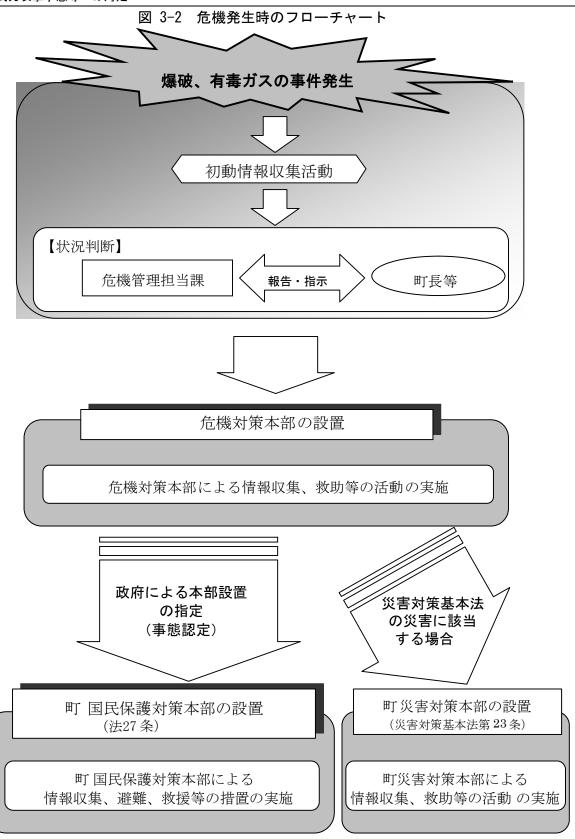
(1) 国から町対策本部を設置すべき通知があった場合

危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機対策本部は廃止する。

(2) 町地域防災計画に従い事態の対応を行っていた場合

町地域防災計画に従い、災害対策本部が設置された場合において、その後、政府に おいて事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合は、直 ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知及び連絡があった場合、武力攻撃事態等の認定が行われたが当該町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課(室・所)体制を立ち上げ、又は、危機対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信及び連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順及び町対策本部の組織、 機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 町対策本部を設置すべき町の指定の通知 町長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて町対策本部を 設置すべき町の指定の通知を受ける。
- ② 町長による町対策本部の設置 指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。なお、事前に危機対 策本部を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする。
- ③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集 町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、町対策本部に参 集するよう連絡する。
- ④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町庁舎会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家 発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、次に示すとおり町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

第1位 紀宝町役場分庁舎

第2位 生涯学習センター「まなびの郷」

第3位 紀宝町保健センター

また、町の外への避難が必要で、町内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

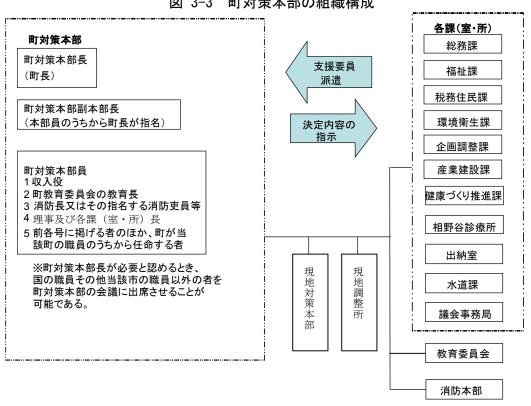


図 3-3 町対策本部の組織構成

※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課(室・所)において措置を実施するもの とする(町対策本部には、各課(室・所)から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)。

表 3−1 町の各課(室・所)における武力攻撃事態における主要

部局名	武力攻撃事態等における業務
総務課	・町国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む。) ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること ・特殊標章等の交付に関すること
福祉課	・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること
税務住民課	・安否情報の収集及び提供に関すること ・避難施設の運営に関すること
健康づくり 推進課 相野谷診療所	・医療、医薬品等の供給に関すること ・医療機関との連携に関すること ・救護所の運営体制に関すること
環境衛生課	・廃棄物処理に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処

水道課	・飲料水の供給に関すること
産業建設課	・復旧に関すること
企画調整課	・住民の避難誘導に関すること
出 納 室	・町対策本部における広報広聴に関すること

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適 時適切な情報提供及び行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備す る。

(5) 町現地対策本部の設置

町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対 策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対 策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長及び町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他 の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措 置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、 海上保安部等、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき は、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職 員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

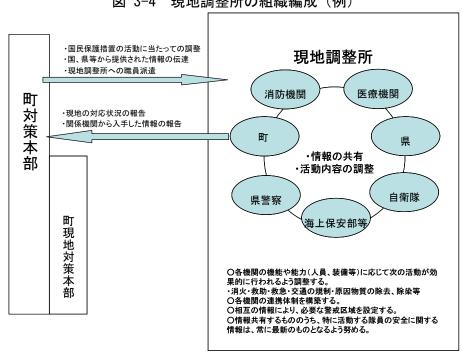


図 3-4 現地調整所の組織編成(例)

(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、町内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町内における国民保護措置に関する総合調整 町対策本部長は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要 があると認めるときは、当該町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公 共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関 及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町内における国民保護措置の実施に関し 総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

- ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め 町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町 内における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。
- ⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町内における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して町対策本部を 設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、衛星系通信及び地上系通信を併用した防災行政無線、インターネット、LGWAN等の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳等の対策のため、必要に応じ、通信運用の 指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通 信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び 指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町 との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国及び県の対策本部との連携

(1) 国及び県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整及び情報共有を行う こと等により密接な連携を図る。

(2) 国及び県の現地対策本部との連携

町は、国及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、町内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、 自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができな

い場合は、努めて三重地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監を 介し、防衛大臣に連絡する。

町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動 した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的 に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、 その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに町議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 町は、(1)の派遣の要請を行うときは、県を経由して行う。

ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国 民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員 の派遣について、あっせんを求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

- ① 町は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を町議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合及び他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達及び自主防災組織、自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録及び派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

8 住民への協力要請及び救援物資の受入れ等

(1) 住民への協力要請

町は、法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、 住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて 協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助 保健衛生の確保

(2) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県、関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを 希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の 整備等を図る。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

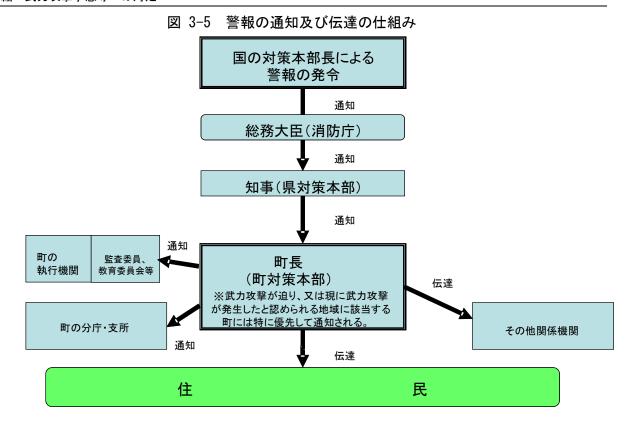
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の伝達

① 町は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段及び伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の通知

- ① 町は、町の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、診療所、保育所等)に 対し、警報の内容を通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページに警報の内容を掲載する。



2 警報の伝達方法

(1) 警報の伝達

警報の伝達方法については、町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを 最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令さ れた事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれない場合
 - ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
 - イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図 る。

また、広報車の使用、消防団及び自主防災組織による伝達並びに自治会等への協力依頼等の防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 消防機関等との連携

町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることな

どにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、町長は、消防本部が保有する車両及び装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう熊野市長に要請する。

消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会、 災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達 が行なわれるように配意する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機及び標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 災害時要援護者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、災害時要援護者に関する避難支援計画等を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の伝達の解除

警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととし、その 他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民及び関係機関への伝達及び通知方法については、原則として警報の伝達及び通知方法と同様とする。

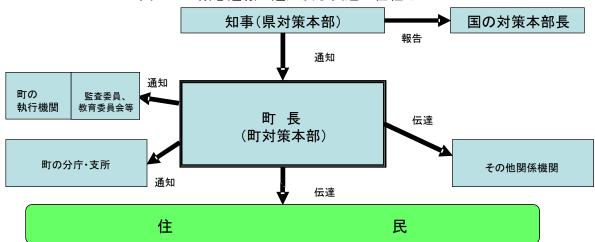


図 3-6 緊急通報の通知及び伝達の仕組み

第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知及び伝達並びに避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知及び伝達

町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報及び現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

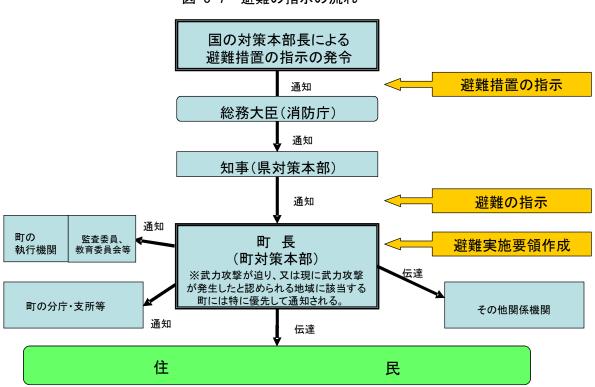


図 3-7 避難の指示の流れ

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、

その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、 避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握

(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送、特に船舶を使用した海上交通の活用))

⑤ 輸送手段の確保の調整

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

⑥ 災害時要援護者の避難方法の決定

(避難支援計画の活用)

(7) 避難経路及び交通規制の調整

(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、 道路の状況に係る道路管理者との調整)

⑧ 職員の配置

(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

⑨ 関係機関との調整

(現地調整所の設置、連絡手段の確保)

⑩ 自衛隊及び米軍の行動並びに避難経路及び避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の 団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に 関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防長、 警察署長、海上保安部長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知す る。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

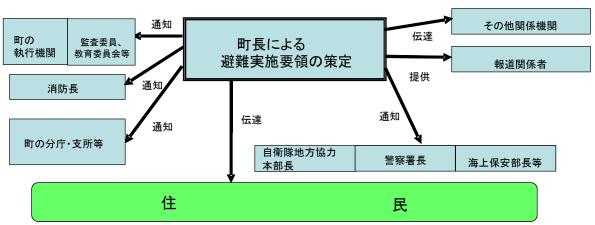


図 3-8 町長から関係機関への避難実施要領の通知及び伝達

3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員及び消防団長を指揮し、 避難住民を誘導する。町長は、避難実施要領で定めるところにより熊野市長に消防長を 指揮し、避難住民を誘導するよう要請する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自 治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りで はない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向 にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明(投光器具、車の ヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

町長は、消防本部及び消防署が、消火活動並びに救助及び救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うよう熊野市長に要請する。

消防団は、消火活動並びに救助及び救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認及び要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応 が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命 ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官 等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、 町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機 関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模及び状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織、自治会長等の地域において リーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施及び情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給及 び医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、 介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡及び運送手段 の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告及び指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え 方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水 産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を 講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、 直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事 に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

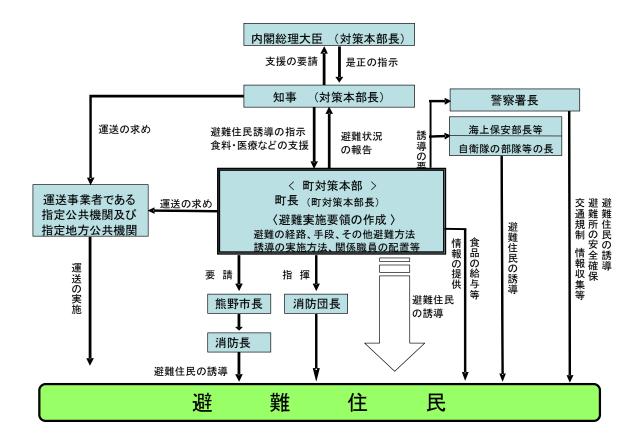
町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、 避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

図 3-9 避難住民の誘導



第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき救援の措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品、飲料水、被服、寝具、その他生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断した ときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示 して要請する。

(2) 他の市町との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断した ときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の 措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の 運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備 した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関 する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性及び必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理 する医療機関、学校等からの情報収集及び県警察への照会などにより安否情報の収集を 行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

さらに、災害時要援護者が滞在している施設における安否情報の収集に努める。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、大規模事業所その他関係機関等に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の 確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報及び必ずしも真偽が定か でない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭及び電話などでの報告を行う。

報告日時: 年 月 日 時 分

表 3-2 安否情報報告書(再掲)

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

										市町村名			担当者名					
の氏 名	②フリガナ	③出生の 年月日	参男女 の別	多性	M	②国络	②その性質人を震烈 するための情報	⑤負券 (失病) の装当	⑩負傷又は 疾病の状況	個現在の因所	①連絡先 その他の要情報	3歳長・同居会 への記事の背景	登録人への回答 の後題	の概念・世界を 一致人以外 の名人を研究とは公路の研究	1	n *		
								1										
		_																
						i												
						_												
			-			-												
		-				-				: .								
		-	-			-												
			ļ															
			ļ			-									<u> </u>			
						-		 		-					<u> </u>			
	1		1			1				1		I			1			

個考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」側は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑪負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」 欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号並びにメールアドレスについて、 町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として、町対策本部に設置する対応 窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出する ことにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合及び 照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることが できない場合は、口頭、電話、電子メール等での照会も受け付ける。

表 3-3 安否情報照会書

様式第4	문	(笠 3	条関係	١
水火切け	$\overline{}$	(4)	不厌沉	J

安否情報照会書

	総務大臣 都道府県知事) 殿 市町長)	年 月 日
		氏 名 女撃事態等における国民の保護のための措置に 対規定に基づき、安否情報を照会します。
(○ <i>を</i> 1	会 を す る 理 由 付けてください。③の場合、 記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。③ その他 ()
	備考	
被照	氏 名	
照会者を特定するた	フリガナ	
特定	出生の年月日	
するた	男女の別	
ため に	住 所	
必要な	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本その他()
事項	その他個人を識別するための情報	
*	申請者の確認	
*	備 考	
	備考 1 この用紙の大きさは、	日本工業規格A4とすること。

- 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、 照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者並びに回答の 相手の氏名及び連絡先等を把握する。

表 3-4 安否情報回答書

様式第5号(第4条関係)

安否情報回答書

年 月 日

殿

総務大臣 (都道府県知事) (市町長)

年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記の通り回答 します。

避	難住民に該当するか否かの別				
	攻撃災害により死亡し又は負 た住民に該当するか否かの別				
	住所				
	氏 名				
	フリガナ				
被	出生の年月日				
照	男女の別				
	住 所				
会	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日	本	その他()
者	その他個人を識別 するための情報				
	現在の居所				
	負傷又は疾病の状況				
	連絡先その他必要情報				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

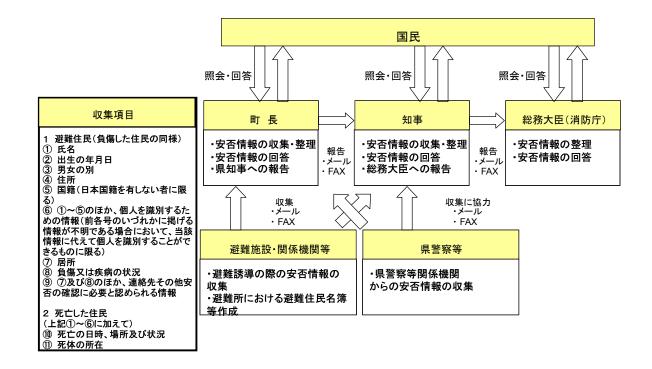
4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社三重県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

図 3-10 安否情報収集・整理・提供の流れ

安否情報収集・整理・提供の流れ



第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な 武力攻撃災害への対応及び活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活 動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国、県等の関係機関と協力して、町内における武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供、防 護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死及び不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から 通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必 要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示及び警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、関係機関により、既に現地調整所が設置されている場合には、職員を早急に派遣する。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を 受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、 退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報並びに町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、 必要に応じて県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った 上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を 確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、

住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地 調整所における県警察、海上保安部等及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲 等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を 行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見及び装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報 車等を活用し、住民に広報及び周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域 への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の 通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を 図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域 内で活動する職員の安全の確保を図る。

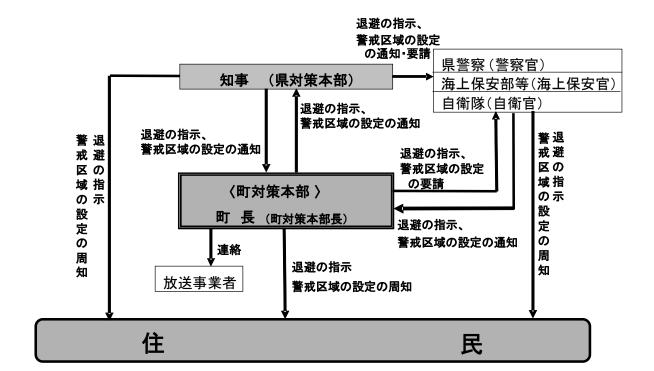


図 3-11 退避の指示及び警戒区域の設定に関する措置の流れ

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させる おそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大 防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を 講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地及び建物その他の工作物の一時使用又は土石及び竹木その他の物件の 使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、被害情報等の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

町長は、消防機関が、その施設及び人員を活用して、法のほか、消防組織法及び消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動並びに救助及び救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減するよう、消防機関と緊密に連携する。

この場合において、町長は、消防本部及び消防署が、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うよう熊野市長に要請するとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、 知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動並びに救助及び救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき、これらの消防部隊の応援が円滑かつ 適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出 拠点等に関する調整及び指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要 な事項の調整を行う。

(6) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供及びトリア ージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(7) 安全の確保

- ① 町長は、消火活動並びに救助及び救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② 町長は、必要により現地に職員を派遣し、現地調整所において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等の各機関との情報の共有及び連絡調整にあたらせると

第3編 武力攻撃事態等への対処

ともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ④ 町長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設等の特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国及び県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合において、町内に所在する生活関連等施設の安全 に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

町長は、消防機関が、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、消防機関が指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行うよう緊密な連携を図る。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等及び消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、町は、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物に関する措置命令

消防事務を熊野市に委託していることから、熊野市長は危険物に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために必要となる、次の措置を講ずべきことを命ずることとされている。

なお、町長は、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、 関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

- 【措置1】危険物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(消防法第 12 条の3)
- 【措置2】危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 (法第103条第3項第2号)
- 【措置3】危険物の所在場所の変更又はその廃棄(法第103条第3項第3号)

表 3-5 危険物質等について熊野市長が命ずることができる対象及び措置

物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措置			
物質の種類と対象範囲をかり伝序		措置 1	措置 2	措置 3	
危険物 【消防法】	熊野市長	第 12 条の 3	0	0	

備考

- (注1) ○は法第 103 条第 3 項の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。
- (注2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号 の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

(2) 警備の強化及び危険物の管理状況報告

熊野市長は、危険物の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めることとされている。また、熊野市長は、(1)の措置1から措置3の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物の取扱者から危険物の管理の状況について報告を求めることとされている。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

町は、武力攻撃原子力災害への対処等については、周囲への影響にかんがみ必要な措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

町は、近隣府県の原子力災害特別措置法に規定される原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合及び県内又は近接する他府県を通過中の核燃料物質輸送車両が武力攻撃等により被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出される事態が発生した場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者 から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 町長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、 応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の 内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ③ 町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所 管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(2) 住民の避難誘導

- ① 町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 町長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 町は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に 職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 町は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(4) 国への措置命令の要請等

町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生 等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、 必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、町長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(5) 安定ヨウ素剤の配布

町長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放 出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県 その他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態 の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(6) 職員の安全の確保

町長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協 議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対 策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因 物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、 海上保安部等、自衛隊、県、医療関係機関等から被害に関する情報、関係機関の有する 専門的知見及び対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。 その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材、応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定 を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を、県に直ちに報告する。

② 生物剤による攻撃の場合

町は、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

町は、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及 び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 町長及び熊野市長の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

また、消防事務を熊野市に委託していることから、熊野市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる行使することとされている。

表 3-6 町長及び熊野市長の権限(法第 108 余)						
対象物件等	措置					
飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。					
	・移動の制限					
	・移動の禁止					
	・廃棄					
生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。					
	使用の制限又は禁止					
	・給水の制限又は禁止					
死体	・移動の制限					
	・移動の禁止					
飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄					
建物	・立入りの制限					
	・立入りの禁止					
	封鎖					
場所	・交通の制限					
	・ 交通の遮断					
	対象物件等 飲食物、衣類、寝具その他の物件 生活の用に供する水 死体 飲食物、衣類、寝具その他の物件 建物					

表 3-6 町長及び熊野市長の権限(法第108条)

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

当該措置を講ずる旨

当該措置を講ずる理由

当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)

当該措置を講ずる時期

当該措置の内容

また、熊野市長は、上記表中の第1号から第6号までに掲げる権限を行使するときは、町長と同様の手続をすることとされている。

(6) 要員の安全の確保

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所及び 県から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要 員の安全の確保に配慮する。

第5 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処に対する基本的考え方

(1) 関係機関との連携

町は、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対し的確かつ迅速に対応 できるよう、国、県、大規模集客施設等、その他関係機関等との連携体制を整備する。

(2) 観光客等の生命、身体又は財産の保護

町は、国、県、大規模集客施設等、その他関係機関等とともに、大規模集客施設等における武力攻撃災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図り、災害から観光客等の生命、身体又は財産の保護に努める。

2 平素からの備え

(1) 連携体制の整備

町は、第2編第1章第4節第2項に掲げるところに従い、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対し的確かつ迅速に対応できるよう、県と役割を分担し、警報の伝達を行う町内の大規模集客施設等の所在地、規模等を把握し、連携の確保に努める。

(2) 大規模集客施設等におけるマニュアル等の作成、訓練等の実施

- ① 大規模集客施設等の管理者が、武力攻撃事態の発生時における職員の初動対応、 指揮命令系統、施設利用者の救助、避難誘導等を定めたマニュアル等を作成する場 合には、町は、県と連携して必要な助言等を行う。
- ② 大規模集客施設等の管理者が、武力攻撃時に施設利用者の安全を確保するため、 県警察、消防等の関係機関と連携して、国民保護措置に関する訓練を定期的に実施 する場合には、町は、県と連携して必要な支援を行う。

(3) 観光客、外国人等に対する配慮

- ① 町は、大規模集客施設等の管理者に対して、施設内の避難経路を示す掲示板、標 識等を簡明、かつ効果的にすると共に、多言語化を図るよう要請する。
- ② 町は、広域避難場所及び避難路の標識等を簡明、かつ効果的にすると共に、多言 語化に努めることとする。

3 武力攻撃災害への対処

(1) 警報又は緊急通報の伝達

町は、大規模集客施設等の規模、管理の主体等に基づき事前に県と分担した結果を 基に、大規模集客施設等の管理者に対し、第2編第1章第4節第2項に掲げるところに 従い、警報又は緊急通報を速やかに伝達する。

(2) 災害発生の連絡又は報告

大規模集客施設等の管理者は、当該大規模集客施設等において、武力攻撃災害の発生の通報を受け、又は自ら発見した時は、直ちに町又は県に通報するものとする。

(3) 大規模集客施設等におけるマニュアル等に準じた措置

大規模集客施設等の管理者は、武力攻撃災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、マニュアルを定めた場合には、当該マニュアル等に準拠し、滞在者の安全の確保に留意するものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報 の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 町は、電話及び町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要並びに人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防団は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 町は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、 収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により 県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、 直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

表 3-7 被災情報の報告様式(再掲)

年	月	日に	発生]	たつ	\bigcirc	こよ	る被害	(第	報)

平成 年 月 日 時 分 ○ ○ 市 (町)

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
 - (1) 発生日時 平成 年 月 日
 - (2) 発生場所 ○○市△△町A丁目B番C号(北緯 度、東経 度)
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

		人 的	被害		住家被害		その他
市町名	死 者	行方 不明者	負傷者		全壊	半壊	
		一个明有	重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

- HI C C C C C C C C C C C C C C C C C C						
市町名	年月日	性別	年齢	概 況		

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、 町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断、消毒等の措置を 実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生 確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、 飲料水の衛生確保のための措置、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 町は、町地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または 不足すると予想される場合については、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき東 紀州ブロック又は県に対し、水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清

掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に 適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やか にその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の 必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、町地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成 10 年厚生省 生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安 定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に 関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税(延 滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、 武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び漁港の管理者として、町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特 殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管 理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関 する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護 措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこ れらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章にお いて「場所等」」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ 諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

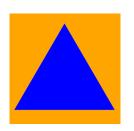
(1) 特殊標章等

- 特殊標章
 - 第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)
- 身分証明書

表面

- 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとお (h)
- 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用さ れる場所等



(オレンジ色地に 青の正三角形)

	する許可権者の名を記	
	載するための余白)	_
	身分証明書	
	IDENTITY CARD	
国	民保護措置に係る職務等を行うま	占用
名/Name	· 	

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8 月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジ ュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の機性者の保護に関する 迫加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the General Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the General Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing author 有効期間の満了日/Date of expiry

亩 ...

表 田 								
身長/Height	眼の色/Ey	es	頭髪の色/Hair					
その他の特徴又は情	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:							
血液型/Blood type	血液型/Blood npe							
	所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER							
印章/Stan	np	所持者の	名/Signature of holder					

(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル)) (身分証明書のひな形)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当))通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 町長

町の職員(水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置 に係る職務を行う者

消防団長及び消防団員

町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 水防管理者

水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等の意義及びその使用に 当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。